

インドネシアにおける金融機構の形成と 1960年代の経済 (I)

み 三 のり 平 のり 則 お 夫

はじめに

I インドネシアの金融機構小史

1. 蘭印植民地金融機構の生成・発展期
2. 地場金融機構の建設期(I)
—— 1945年～1958年 ——
3. 地場金融機構の建設期(II)
—— 1958年～1965年 ——
4. 地場金融機構の建設期(III)
—— 1966年以降 ——

II 1960年代の金融政策と経済の推移

1. 1960年前後の金融経済
2. 通貨供給量調整策

(以上、本号)

3. 融資配分政策
4. 銀行預金促進策
5. 輸出入政策
6. 1960年代のインフレーションの構造

む す び

(以上、次号)

はじめに

本稿においては、インドネシアの金融経済の性格を明らかにし、金融諸政策が、とりわけ1960年代に、経済の実体の推移にいかに関与したかを考察する。そこで、まずインドネシアの金融機構の形成を歴史的にみながら金融経済の性格を描写することにしよう。

I インドネシアの金融機構小史

1. 蘭印植民地金融機構の生成・発展期

インドネシア地域において、近代的組織を持った金融機関が最初に登場したのは1825年である。同年2月7日にオランダの国策商事会社、N. V. Nederlandsche Handelmaatschappij (N. H. M., オランダ商事会社) がハーグに設立され^(註1)、ただちに蘭印に支店が開設された。N. H. M. は私企業の形態をとってはいたが、オランダ王をその筆頭株主とし、オランダ政府の全世界における輸出入取引の代理店となるなど特異な地位を占めた。蘭印においては貿易金融を主とした商業銀行業務、商業活動および農園の経営を大規模に行なった。

1927年10月10日^(註2)には、蘭印領土内で発券業務を行なう de Javasche Bank (Java Bank, ジャワ銀行) がバタビア(現ジャカルタ)に設立された。同行もまた私企業ではあったが、資本金のほとんどがオランダ政府と N. H. M. により拠出された官営に近い銀行であった。それゆえ同行の総裁は蘭印総督により任命されることになっていた^(註3)。Java Bank の目的は蘭印内の通貨とオランダ・ギルダの平価を1対1に保つこと^(註4)と同時に預金口座の開設、手形割引、外為取引、担保融資^(註5)等の商業銀行業務を遂行することであった。すなわち、Java Bank は中央銀行業務と商業銀行業務を同時に行っていたのである。そして、この伝統は、インドネシアが独立した後、Java Bank が国有化されてインドネシア共和国の中央

銀行となつてからも引き継がれていった。Java Bank の設立後同行に対する法的規則が逐次制定されてゆき、1922年に Java Bank 法が制定されるにおよんでその法的地位が確定した。

Java Bank の登場以後、多くの外国系銀行が蘭印で活動するようになった。オランダ系銀行が最も多く、おもなものとして Nederlands-Indische Escompt Mij., Nederlands-Indische Handelsbank, Rotterdam Bank, Internationale Crediet en Handelsvereniging 'Rotterdam', Handelsvereniging Amsterdam, Kolonial Bank および Dorrepaar and Company があげられる。これらのうち、Nederlands-Indische Escompt Mij. は専ら商業銀行業務を行なっていたが、他は全て商業銀行業務を行なうかたわら砂糖農園を主とした農業への投融資に乗り出した。しかし、1883~1884年に砂糖価格が暴落し、砂糖農園に関りを持っていた銀行のほとんどが大きな打撃を受けた。これを機に各銀行は商業銀行業務専門化と農園投融資専門化への機能分化が行なわれていった。

オランダ系の銀行としては他に Gemeentespaar-bank, de Eerste Nederlandsch-Indisch Spaar-kas en Levensverzekering Mij. といった貯蓄銀行があったが、主として、蘭印在住のオランダ人向けに設立されたものであった。

また、Chartered Bank of India, Australia and China; Chartered Mercantile Bank; Hongkong and Shanghai Banking Corporation および Oriental Bank といった英国系の銀行も蘭印に進出し、貿易金融に従事していた。

中国系銀行としては、中国の国立銀行 Bank of China とシンガポールに本店を置く Overseas Chinese Banking Corporation (注6)があり、両行とも中国への送金、貿易金融に従事していた。蘭

印内に本店を持っていたものには、Batavia Bank, Chungwha Shanghai Mij. および Bankvereening Oei Tjong Ham などがあり、前2者は中国への送金と貿易金融を行ない、他は Oei Tjong Ham コンツェルンに資金を供給していた。

日本系銀行では台湾銀行、横浜正金銀行および三井銀行が蘭印に支店、事務所を置き、蘭印一日本間の貿易金融を営んでいた。

以上がインドネシアの独立以前に蘭印内で活動していた組織化された大規模な金融機関である。これらの金融機関は、全てが蘭印の商品作物の生産、輸出、見返り輸入を促進する役割を担っていた。換言すれば、これらの金融機関は蘭印と海外との間の財貨・サービスの循環にのみ関与していたのであり、典型的な植民地型金融機構であった。オランダ系金融機関を中心としたこの植民地金融機構は砂糖、コーヒー、茶、煙草、ゴムなどの農園農業の発展に寄与すると同時に自らもその業務を拡大していった。

これらに対して、蘭印内部の財貨・サービスの循環に寄与していたのは個人ないし小規模な組織で営業していた各種の地場金融機関である。

商業銀行が民間のインドネシア人により設立されるようになったのは20世紀も第2四半世紀にはいつてからである。N. V. Bank Nasional Indonesia, Aboean Saudagar および Bank Batak などが設立されたが取引高はいずれも小規模であった(注7)。

他方、19世紀の末頃からは蘭印政庁のイニシアティブによって、庶民金融機関が設立されはじめた。まず、1896年には政府官吏への融資機関 afdelings bank が多数設立された(注8)。この afdelings bank は、後の1934年に94行が統合されて Algemeene Volkscredietbank (A. V. B., 庶民銀行)

となった。

ついで、1898年には貯蓄銀行として postspaar-bank (郵便貯蓄銀行) が設立され、各地に支店が設置された。預金者はインドネシア人が過半を占めていたが、ヨーロッパ人、中国人も含まれていた。

また、農民向け融資機関として、播種用の米を貸し付ける lumbung desa、農民へ種子、肥料等の購入資金を貸し付ける bank desa が設立されたが、これらも政庁のイニシアティブにより行なわれた。他方、都市民向けには公営質屋が多数設立された。

インドネシア人の庶民によって最も利用された金融機関は上記のものよりも民間のより小規模な金貸し業者であった。農村部には古くから華僑の金貸し業者がいた。かれらは卸売り業、小売り業や精米業を営むかたわら農民に高利で融資したり、割賦販売を行なったりしていたのである。また、東部ジャワ北岸諸港ではアラブ居留民がコーランの教義に背いて高利貸しを行なっていた。このように各地に多数の庶民向け高利貸しが営業していたが、1938年に至って蘭印政庁はジャワ、マドゥラおよびスマトラ東岸の金貸しを許可制とし、高利貸しを規制するようになった。

蘭印時代のインドネシアの金融機構は概略上記のような構成を持っていた。植民地下のインドネシア経済は、蘭印内部で循環が完結する部門と、それからは切り離されてむしろ世界経済に組み込まれた輸出産業部門とに二分されていた。そして、それと対応するように、前者の部門に対しては地場の金融機関が、後者に対しては外国系銀行が資金を供給するというように、金融機構についても明確なダイコトミーが成立していたのである。地場の金融機関の業務は貯蓄銀行以外は消費金融の色彩が濃く、総じて資本の蓄積に寄与することが

少なかった。他方、外国系銀行は本国の資本をもとに輸出産業部門のみに対して投融資を行なった。投融資規模の拡大はほとんど本国からの資金により賄われ、蘭印現地民からの資金収集に依存する割合はきわめて小さかった。このことは蘭印内の外国系銀行の支店網が投融資規模に比べて小規模であったことにも表われている。

したがって、当時の金融機構は蘭印内で余剰資金を吸収して資本蓄積に向けるというメカニズムがなきに等しい状態にあった。そして、このような蘭印金融機構の性格は独立後にも持ち越された。既存の地場金融機関は一部が多少の組織上の変化を受けただけで総体としての基本的な性向は変わることがなかった。外国系銀行を接収して設立された国営銀行には国内の公衆からの資金収集能力の低さが受け継がれていったのである。

2. 地場金融機構の建設期 (I)

—— 1945年～1958年 ——

1942年から1949年までの日本軍政期、独立戦争期には既存の金融機構は崩壊し、日本軍軍票、連合軍軍票、インドネシア共和国政府紙幣、蘭印政庁紙幣が多発された。それが生産活動の壊滅と相まってインフレーションを生起し、以後四半世紀にわたった悪性インフレの端緒となったのである。

1945年8月17日に独立が宣言され、インドネシア共和国政府が樹立された。けれども、1949年12月末までの独立戦争期中は現在のインドネシア領域はインドネシア共和国の支配域と蘭印政庁の支配域とに分かれていた。日本軍により発行された軍票は双方の支配域で無価値と宣せられ、それぞれの支配域で新たに発行した紙幣との交換が行なわれた(注9)。

共和国支配域では、1946年に発券業務と商業銀

行業務の両機能を行なわせることを目的として、Bank Negara Indonesia (B. N. I., インドネシア国立銀行) がジャカルタ^(注10)に設立された。しかしながら B. N. I. は実際には 発券機能を果たすことではなく、共和国政府により支配域内の各所で5種にのぼる紙幣が発行された^(注11)。これらは大蔵省証券として発行されたものであり、したがって債務者は B. N. I. ではなく共和国政府であった。

B. N. I. はジョクジャカルタがオランダ軍の手に落ちた1948年12月には一時閉鎖を余儀なくされた。他方、1949年には共和国政令 No. 11 に基づいて、小規模農業への融資を目的とした Bank Rakjat Indonesia が設立された。

蘭印政庁の支配域では政庁により“Red Money”あるいは“Nica Money”と呼ばれる紙幣が発行され、大戦前に発行されたジャワ銀行券は政庁により凍結されていた。ジャワ銀行券の発行が再開されたのは1948年5月27日であり、凍結銀行券解除も徐々に行なわれ、1949年12月までに完了した^(注12)。

ハーグにおける円卓協定が1949年12月27日に発効したのに伴い、16の共和国・自治州からなるインドネシア連邦共和国が発足した。けれども、協定締結の際の妥協の一部としてジャワ銀行はオランダの民間企業として存続し、植民地期と同様に発券業務と商業銀行業務を続行することとなった。さらに「“ジャワ銀行に影響を与えるような諸問題に関してはオランダとの協議”を要するという条項を受け容れた。」そして「“ジャワ銀行に影響を与える諸問題”とは政府の財政活動も含んでいた」のである^(注13)。

1950年3月にジャワ銀行は通貨改革^(注14)(Monetary Purge)を実施し、通貨の統一と市中の過剰流

動性の吸収を行なった。この施策はルピア通貨を一時的に安定せしめたが、中央銀行借入れによる政府財政赤字や大衆の通貨不信から生じた流通速度の加速によりインフレは間もなく再燃した。

1950年8月15日に単一共和国への改編を遂げたインドネシア共和国政府は1951年12月6日^(注15)にジャワ銀行を国有化した。つづいて1953年7月1日にはインドネシア銀行法を制定し、名実ともに独立した中央銀行が成立するとともに名称もインドネシア銀行と改められた。インドネシア銀行法の内容に関しては後に述べることにする。

単一共和国の成立以後1958年頃までにかけて政府系および民間の金融機関が多数設立された。ここで、この時期のインドネシアの金融機構の構成を簡単に記しておこう。

国営銀行の B. N. I. (Bank Negara Indonesia), B. R. I. (Bank Rakjat Indonesia) 両行の設立についてはすでに言及したが、もう一つの国営銀行 Bank Industri Negara (B. I. N., 国立工業銀行) は1951年に設立された。これら3行がそれぞれ与えられた機能はつぎのようなものである。

B. N. I. は前述のように一時閉鎖したあと、1949年に業務を再開した。けれども B. N. I. の地位を確定する立法措置は遅れ、1955年に緊急立法 No. 2 として制定された。その業務は^(注16),

- (1) 商業者一般、とりわけ輸出入業者に短期、長期の信用を供与する。
- (2) 貯蓄性預金、当座預金を受け入れる。
- (3) 有価証券を売買する。
- (4) その他一般的な商業銀行業務を行なうことである。

B. R. I. が発足したのはすでに述べたように1949年であるが、1951年には8月29日付法律 No. 12 により Algemeene Volkskredietbank が整

理されることになり、その整理作業が B. R. I. に委ねられた。それに先立って、1951年4月20日付政令 No. 25 によって B. R. I. の地位が下記のように明確に規定された^(注17)。すなわち B. R. I. は

(1) 主として低所得あるいは他の機関により十分な資金を供給されないグループへの融資を行なう。

(2) 貯蓄性預金、当座預金を受け入れる。

(3) 商業大臣の指示の下で bank desa, lumbung desa の監督を行なうこととされた。

B. I. N. は1950/1951年度国家予算から資本金を得て1951年4月4日に発足した。その法的地位は1952年2月20日付緊急立法第5号で定められたが、それによると B. I. N. は製造工業、鉱業および農業(主として砂糖産業)の発展に広い意味での援助を与える。そのために長期の信用を供与し、適当な産業に資本参加し、また技術者の派遣も行なう^(注18)ものとされた。資本金としての財政資金・公募債売上げに加えて、独自に債券を発行することにより資金を調達するように定められた。

これらの国営銀行に加えて、1958年には中央政府と地方政府の共同出資で株式会社組織の銀行 P. T. Bank Tani dan Nelajan (B. T. N., 株式会社農民漁民銀行) が設立された。その目的は農業、漁業および牧畜業の発展のために資金を供給することである^(注19)。

このような政府系の独立した大規模な金融機関の他に、政府は経済省、農業省、内務省、労働省の下にいくつかの金融機関を設けて小規模な民間事業体、個人に資金を供給することに努めた^(注20)。

また、独立以前から存在した庶民向け金融・貯蓄機関である bank desa, lumbung desa, 国営質屋, Bank Tabungan Pos (B. T. P., 郵便貯蓄銀行)^(注21)は1950年代には店舗数を増加させていった。

他方、民間のインドネシア人による金融機関の設立もその数においては活発に行なわれた。たとえば、1957年末には民間銀行数は96行を数え、それらの支店は179店に達していた^(注22)。

また、村落地帯では蘭印時代と同様に組織化されない金融業者が多数存在し、小農民や小製造業者はその市場に強く依存していた^(注23)。

インドネシアの地場金融機構の構成はおおむね上記のようであったが、外国系銀行は第2次大戦、独立戦争の期間の空白のち再びインドネシアで外国為替銀行としての業務を開始した。それらはオランダ系の Nederlandsche Handel Maatschappij, National Handelsbank^(注24), Escompt Bank, 英国系の Chartered Bank, Hongkong Shanghai Banking Corporation および中国系の Bank of China, Overseas Chinese Banking Corporation などであった。

これらの外国銀行はインドネシアの独立以前と同様にインドネシアの対外貿易金融の大半を掌握してしまっていた。変化した点としては反オランダ的風潮のため外国系銀行間のシェアでは英国系のシェアがオランダ系のシェアよりも相対的に高まったこと^(注25)が挙げられる。

1946年～1958年のインドネシアの金融機構の形成は上記のような形で一段落した。すなわち、インドネシア政府は、中央銀行としてインドネシア銀行、輸出入業を中心とした商業分野のために B. N. I., 中小農民向けに B. R. I. そして製造業・鉱業・大規模農業向けに B. I. N. を設立した。そして、さらに経済関係各省の下に金融組織を置き、また既存の庶民金融機関の育成を図り、民間銀行の設立を奨励するというように各産業分野への自前の金融体制を整備するために努力した。他方では外国銀行に対して門戸を開放したが、これ

は金融能力の強化を第一義的に追求する方針のあらわれであろう。

しかしながら、植民地期には国内の非金融部門から余剰資金を収集するような金融メカニズムがきわめて弱体であったが、その基盤の上に性急に金融機構を建設することは困難な仕事であったに違いない。B. H. Higgins と W. C. Hollinger は1950年代のインドネシアの金融機構は R. M. Sayers が低開発国の金融機構の特徴としてあげた^(註26)下記の四つの点を全て満たしていると指摘している^(註27)。

(イ) 銀行預金の習慣が発達しておらず、また金融機関の店舗間の距離が離れている。

(ロ) 十分な短期資本市場がなく、真に自発的な政府債券の市場がない。

(ハ) 中央銀行業務が十分に確立されていない。

(ニ) 銀行業務は金融当局により広範に支配されている。

銀行業務に熟練した人材が稀少であることもインドネシアの金融機構にとっての大きな問題である。この人材不足は銀行の営業効率を低下させ、支店網の拡充を阻害している^(註28)。

また、新生のインドネシア企業は融資を受けるために必要とされる報告事項が不備であり、あっても銀行に提示しただけでなかったという。このことは人材不足と相まって担保率を高くし、また長期信用の供与を困難にしており、その結果貸し付けの多くは2、3カ月の短期融資となっている^(註29)。

当時のインドネシアの有力金融機関の業務が外為業務に集中していた^(註30)のは、独立以前の金融業の影響、長期資金が不足していること、企業家機能不足や技術水準低位による有望な融資先の欠如などと同時に上述の事情も一因となっていると

考えられる。

さらに、交通、通信事情が劣悪なため、各店舗の融資地域がせまい範囲に限られている^(註31)ことは支店網の貧弱さから生ずる困難に拍車をかけている。

ところでこのような構成と性格を持ったインドネシアの金融機関は1946年～1958年の期間中にどのような金融行政・政策を与えられ、金融経済はどのように展開していったかを簡単にみてみよう。

蘭印時代の金融経済を律してきた法的基盤は1922年のジャワ銀行法と関連諸法およびオランダの商法、民法であった。独立後は、1953年のインドネシア銀行法の制定に伴って同法がジャワ銀行法にとって代わり、さらに同法を補足し、あるいは修正するような法令が、その後相次いで制定された。そして、これらの一連の法律によりカバーされない事柄については独立以前と同じくオランダの商法、民法に依拠するものとされた。金融経済に関する法体系はこのような形をとっていたが、まずこの法体系の中心規定であるインドネシア銀行法の骨子を以下に述べよう^(註32)。

(1) 同行は通貨委員会、理事会および諮問委員会により運営される(第21条)。貨幣政策を委ねられた(第22条第1項)最高の意志決定機関である通貨委員会は、大蔵大臣(議長)、経済大臣およびインドネシア銀行総裁(副議長)で構成され(第23条第1項、第24条第1項)、議決は多数決によって行なわれる(第24条第3項)。

(2) 同行は独占的に銀行券を発行し(第8条第1項)、その価値の安定を図る(第7条第1項)。

(3) 同行は他に定める法令に基づいて(第7条第5項)インドネシア国内の金融機関の監督を行なう(第7条第4項)。

(4) 同行は送金、当座勘定の開設、有価証券の割引・購入・売却、担保融資等の商業銀行業務を行なう（第13条第1項～第7項）が、これらの商業銀行業務は1953年12月31日を越えない可能な限り短期間に他の銀行に委譲する（第36条第2項）。

(5) 同行は国庫の出納業務を代行し、国家の外貨の管理・運用を行ない、さらに財政金融活動に関して国家に技術的な援助を与える（第18項第1項～第3項、第13条第8項、第9項）。

(6) 同行が発行した銀行券、当座勘定残高等の要求払い債務総額に対しては、金・外貨準備、IMF・世銀の引出し権・出資額から成る流動資産による支払い準備が5分の1以上に達していなければならない（第16条第1項）。異常な状況下では3カ月を越えない期間に限って準備率が5分の1を下回ることが認められる（同第3項）が、期間の延長には議会の承認を要する（同第5条）。

(7) 同行は本法第16条の規定に抵触しない限り大蔵大臣が必要と認めた際には大蔵省証券を担保に国庫に融資しなければならない（第19条第1項）。融資額は当該会計年度の前年度の歳入総額の30%を越えてはならず（同第2項）、越える場合は議会の承認を要する（同第3項）。

このインドネシア銀行法第7条に規定されているように、インドネシア銀行は国内の金融機構を監督する任務が与えられた。他方、いうまでもなく、インドネシア銀行自体、そしてまた他の金融機関も法律、政令を通じて国会、政府の規制を受ける。金融行政・政策の指揮系統はこのように複線的な形態となっているが、中央銀行であるインドネシア銀行に対してどのような政策措置を取っていたかという点に政府の金融行政・政策の基本的な傾向が示されている。それゆえ、つぎに、インドネシア銀行法がどのように補足、修正された

かをみてみよう。

まず、同法第7条第5項を受けて、インドネシア銀行が金融機構を監督する際の準拠法が1955年政令第1号^(注33)として制定された。その概要は以下のようなものである。

(イ) 商業銀行、貯蓄銀行は大蔵大臣がインドネシア銀行の理事会との協議を経たあと発行する文書形態の許可に基づいて設立される。

(ロ) 上記許可を取得するためには、商業銀行、貯蓄銀行はそれぞれ、払い込み資本が最低250万ルピア、50万ルピアなくてはならない。既設の銀行も3カ月以内に条件を満たすことを要する。

(ハ) インドネシア銀行は通貨委員会の名の下に金融機構を監督する。

(ニ) 全ての金融機関は帳簿、その他の経営情報をインドネシア銀行に報告せねばならない。

(ホ) インドネシア銀行は金融機関に対して融資に関連して、さまざまな指示を与えることができる。

(ヘ) この政令に基づいて課された義務が遵守されなかったり、履行があまりに遅れた場合、大蔵大臣は通貨委員会と協議の後、営業許可を取り消すことができる。

(ト) この政令は二次的金融機関には適用されない^(注34)。

以後、インドネシア銀行は、この政令に基づいて出される通貨委員会布告によって金融機構の監督、規制を行なうことになった。

ところが、まず、同じく1955年の7月に法律第11号が制定された。その法律の名は「1953年インドネシア銀行法第19条第2項により定められた限度を越えてインドネシア銀行から融資を受ける権限を大蔵大臣に付与することに関する法律」^(注35)という。そして1957年2月には再び同名の緊急立

法第14号^(注36)が制定され、対政府貸し出し制限は事実上棚上げされてしまった。

上記(6)に示したインドネシア銀行法の支払い準備に関する規定は、1957年に通貨委員会自身が3カ月間に限って準備率を15%に引き下げることにより、やはり棚上げされる端緒が作られた。この3カ月後には緊急立法により、半年間、準備率回復の猶予期間が与えられた。以後も引き続いて猶予期間が延長され、1957年、1958年の年末準備率はそれぞれ、11.7%、7.36%にまで低下した^(注37)。「政府支出は支払い準備とは独立の考慮によって決定され」、「支払い準備は体系の中の残余として変動した」^(注38)。

インドネシア銀行の独立性と通貨供給増の歯止めとが、このようにして次々に侵されてゆくなかで、1958年のスマトラの反乱に際し、当時インドネシア銀行総裁であり、古典的な Sound Banking の信奉者であった Sjafruddin Prawiranegara が「インドネシア共和国革命政府首相」として反乱の指導者の1人となったことは象徴的なできごとである。下に述べる通貨委員会の構成の変更も勘案して、この事件をもって、独立宣言以後1958年に至る一つの期間の終了のメルクマールとみることができよう。Sjafrudin が総裁の地位を去ったあと間もなく、「通貨政策と財政政策の間に生じ得る矛盾を排除するために」^(注39)通貨委員会の構成人員に経済関係閣僚2名が追加された。この結果、通貨委員会の構成は閣僚4名と中央銀行総裁ということになり、政府の支配力は一層強化され、中央銀行の独立性はほとんど期待できない状態となった。

また、インドネシア銀行法第36条第2項の規定では同行は商業銀行業務を1953年末までには他の銀行に委譲するはずであったが、続行された。

このようにインドネシア銀行法の骨子7項目のうち、(2)、(3)、(5)を除く4項目が1958年までに変更を加えられたか、無視された。重要なことは、これら4項目はインドネシア銀行の独立性を守り、野放図な通貨供給増——とくに財政を通じての通貨供給増——を抑制するための諸規定であったことである。その結果、この期間中の通貨供給増減要因における政府部門は、通貨供給量変動に対する寄与率が毎年100%前後となり、1956年などは200%を越えた。そして、1953年から1958年の間に通貨供給量は3.9倍に達した。また、消費者物価指数の各年の変動率は

1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958
64.7%	6.0%	5.6%	6.4%	35.0%	-1.5%	54.9%	18.0%

という経過をたどった。

このように中央銀行に対する政府の支配力が徐々に強まり、政府部門が国内経済の不安定要因として存在する状況下では、物価安定を目指す金融政策は、もっぱら民間部門を対象として実施された。つぎに、この期間に行なわれた民間部門に対する金融政策の特徴をみてみよう。

この時期の金融政策一般の目標は国内物価の安定と国際収支の均衡維持であった。政府は、主権の回復以来、経済の分野においては「(1) 外国人の少数者によって行なわれてきた経済活動に対してインドネシア人の支配を確立すること、(2) 総生産のうちより大きなシェアをインドネシア国民に与えること、(3) 1人当り所得の上昇という形での経済発展の推進、(4) 経済安定の維持」^(注40)に努力していた。とくに前2者が重視されたが、これらの達成には財政面からの援助措置が不可欠であり、その結果生ずる経済の不安定化要因に対処するのが金融政策の役割であるとの位置付けが行なわれた。それゆえ金融政策としては融資

規制と広い意味での為替政策とが行なわれた。とくに融資規制に関しては、対政府部門が上述のような状況であったため主として民間部門を対象として行なわれた。

主権移譲後の金融政策の出発点は1950年3月の通貨改革であった。この結果過剰であった通貨供給量は半減したが続いて起こった大幅な財政赤字と朝鮮戦争による輸出ブームとで通貨供給量は再び急増した。そのため1951年の物価上昇率は64.7%の高率に達した。国際収支の方は1950年、1951年と黒字を記録した。けれども、朝鮮戦争ブームの終わった1952年には輸出は急減したものの輸入は依然として高水準を続け、1952年には大幅な国際収支赤字を出し、同年中に強い輸入規制措置がとられた。その一環として、2月4日にはルピア通貨の為替レートが3分の1に切り下げられた。続いて、日常生活にとっての重要度に応じて異なる割合で課される輸入課徴金の適用が拡大され、さらに輸入前払い制度が採用された。

これ以後の国際収支対策は、輸出振興策が効を奏さぬため、輸入を抑制することにより調整してゆかざるを得なくなった。その結果、1953年から1955年までは輸入が連続して減少し、しばらく沈静化していた物価は1955年には再び急騰した。

先の輸入前払い制度は輸入抑制策であると同時に非金融部門にある通貨の吸収策でもあった。引き続き赤字財政の下で輸入総額に対する前払いの割合が次第に高められていったが、通貨吸収効果は一時的なものでしかあり得なかった。そして、1955年の物価急騰以後は、物価安定のため輸入規制を緩和すると外貨危機に陥り、その結果再び輸入規制を強化し、インフレを激化させるという悪循環を繰り返しつつ後に述べる1959年8月25日の通貨改革 (Monetary Purge) に至るのである。

独立宣言から1958年の Sjaffrudin のインドネシア銀行総裁離任に至るこの期間中は、自由主義的であり、また政府の民族主義的志向にもかかわらず金融行政面では外国銀行に対して開放的である出発点を持った。その後、金融部門に対する政府の支配力は徐々に強まってきてはいたが、次の時期と比較すればやはりその初期の性格が浮び上ってくるような時期であった。

3. 地場金融機構の建設期 (II) (註41)

——— 1958年～1965年 ———

独立宣言以後1958年に至る間にインドネシアではさまざまな地場金融機関が設立されたが、他方では外国銀行支店も外為業務を中心として活発に営業していた。つづく1958年～1965年の間には、インドネシア金融機構の中で圧倒的なシェアを持っていた外国銀行支店、国営銀行が相次いで合併、国有化あるいは営業停止の各措置を受け、金融機構の構成は大きく変貌した^(註42)。金融機構のこの再編過程には民族主義的、中央集権的なこの時期の経済政策の傾向が明白に反映されている。

国有化の最初の対象となったのは、オランダ系銀行 Nationale Handelsbank インドネシア支店である。同支店は1959年に政令第39号に基づいて国有化され、同支店の業務を引き継ぐためにやはり政令により設立された Bank Umum Negara (BUNEG、国立普通銀行) に全ての業務が引き継がれた^(註43)。BUNEGは全株を政府が所有する株式会社で運営され、その目的は外為取引業を中心とした最も広い意味での商業銀行業務を行なうことであった。

翌1960年には同じくオランダ系銀行 Escompt Bank の支店の全業務が上記の場合と同様の手順で新設国営銀行 Bank Dagang Negara (B. D. N.、国立商業銀行) に継承された。同行は一般的な商業

銀行業務を行なうこととされた。

同じく1960年に既存の Bank Industri Negara (B. I. N., 国立工業銀行) が Bank Pembangunan Indonesia (BAPINDO, インドネシア開発銀行) に改編された。これは1961年から実施された総合開発8カ年計画の資金調達と計画遂行の機能を強化するために行なわれたものである。この時点では、債券を発行して得た長期資金を製造業、鉱業、大規模農業の各部門へ供給するという営業形態に変更はなかったが、1966年からは国営部門のみを対象としたものながら商業銀行業務も認められるようになった。

同年さらに、オランダ系銀行 N. H. M. 支店が国有化され、同行と国営の Bank Rakjat Indonesia (B. R. I., インドネシア庶民銀行) および政府所有株式会社 Bank Tani dan Nelajan (B. T. N., 農民漁民銀行) の3行が新たに設立された Bank Koperasi, Tani dan Nelajan (B. K. T. N., 協同組合農民漁民銀行) に統合、継承された。形式的には統合されたが、実際は旧 N. H. M. 支店は貿易金融のみを行ない、旧 B. R. I., 旧 B. T. N. は農業金融に従事するといった状態であった。

1963年になると国営の Bank Tabungan Pos (郵便貯蓄銀行) が Bank Tabungan Negara (B. T. N., 国立貯蓄銀行) と改称され、同時に郵政相監督下から中央銀行担当相^(註44)の下にはいった。

他方、同年に Overseas Chinese Banking Corp., 翌1964年には Bank of China, Hongkong and Shanghai Banking Corp. および Chartered Bank がインドネシアでの営業を停止された。これらのうち Chartered Bank (英国系、在インドネシア支店は3店) の支店の全ての業務が BUNEG と B. N. I. (インドネシア国立銀行) に分割継承された。

そして、1965年8月には、大統領令に基づいて、第

1図に示したようにインドネシア銀行、B.K.T.N., B. N. I., BUNEG, B. T. N. が統合され、五つのユニットからなる統一国営銀行、Bank Negara Indonesia (インドネシア国立銀行) を形成した。この措置によって「国営銀行は法的には3行」(Bank Negara Indonesia, B. D. N., BAPINDO) となったが、各ユニットは旧国営銀行1行が転化したものであり、「実際には Bank Negara Indonesia はユニットに分割されたままであり」、「従前と同様に機能していた」^(註45)。

上記の変化を要約すれば次のようである。外国銀行の支店は1959年～1965年の間に4行が国有化され、他の3行が営業を停止し、インドネシア領土内から外国銀行は全く姿を消した。また、国営銀行および国有化された外国銀行支店の一部が再編成されてゆき、1965年に至って国営銀行は法的にはわずか3行に統合されてしまった。この統合の銀行業務上の意義は希薄であったが、これらの機構上の集約化と平行するように金融機構に対する政府の規制は以下に記すように一貫して強化されていった。

他方、1962年の法律第13号に基づいて、新しい範疇の銀行である地方開発銀行が金融機構に加わった^(註46)。この地方開発銀行は、各州内の開発を目的として、州政府と地元民間の共同出資で、各州に1行ずつ設立されることになっており、国家資金と地域社会の資金を利用する。1965年末までには全25州のうち22州に設立された。なお、その支店は本店の所属する州内にもみ設立を認められる。

金融機構のこのような構成上の変遷の結果、1965年末の主要銀行の本支店数は次表のようなものとなった。ただし、Bank Negara Indonesia は統合前の形で分類した。

第 1 表

	国 営			民 間			地方政府・民間共同		
	本店	支店	計	本店	支店	計	本店	支店	計
中央銀行	1	29	30	—	—	—	—	—	—
商業銀行	4	47	475	87	119 (代表部29)	206 (235)	—	—	—
貯蓄銀行	1	7	8	14	14	28	—	—	—
開発銀行	1	20	21	1	0	1	22	17	39

(出所) Bank Indonesia, *Report of Bank Indonesia, 1960-1965*; Bank Indonesia, *Report of Bank Indonesia, 1966-1967*.

(注) 国営貯蓄銀行, 国営開発銀行の店舗数は1966年末のもの。他は1965年末。なお中央銀行は商業銀行業務を行なっていることに注意。

つぎに, 上記の機関の再編成以外の金融行政の傾向をみてみよう。まず, この時期の冒頭の1958年に, 前節で述べたように, インドネシア銀行の通貨委員会の構成が変更されて, 中央銀行に対する支配力が強められた。さらに1962年には大統領決定によりインドネシア銀行総裁に中央銀行担当相という閣僚の地位が与えられ, 通貨委員会の構成員は全て閣僚ということになった。この措置に関してインドネシア銀行の報告書は「この時期の発展段階におけるインドネシア銀行の機能は自由主義期のものとは全く異なるとの確信に基づいて行なわれた」(註47)と記している。翌年には, 大統領決定によって, 新設閣僚, 民間銀行・資本統制相が任命され, インドネシア銀行を通じて民間銀行を統制することになった。これによって, 民間銀行を監督する業務は「通貨委員会に代わってインドネシア銀行が」(政令1955年第1号)行なっていたものが, 専任閣僚がインドネシア銀行を通じて行なうものに改められた。これら三つの措置はこの期間金融機構に対する政府の統制が次第に強められていったことを示している。

また, 民間銀行の本支店設立禁止, 設立基準に

関する法令が多数制定されたが, それらには次の五つの傾向が認められる。

(1) 過当競争防止

大臣布告1959年第28号により同年9月19日に民間商業, 貯蓄銀行の設立が認められなくなり, 1964年8月29日に民間銀行・資本統制大臣布告第4号が制定されるまで続いた。しかし, 7大都市への本・支店の設立は依然認められなかった。

(2) 経営基盤の強化

前述のように, 1964年に民間の貯蓄銀行, 商業銀行の設立が許可されたが, 設立基準がきびしくなっている。

(3) 大都市以外への銀行配置の促進

(1)に記したように, 大都市よりそれ以外の地域の方が民間銀行の設立禁止を早く解除している。

(4) 外国人, 外国銀行排斥

外国銀行支店の設立基準がきびしく, また外国人役員, 株主のいる銀行は外国銀行と見做すとの法令などが規定された。

(5) 個人または少数者による銀行支配の排除

1965年に, 持株比率の上限を総払い込み資本の2%とし, 株主数は50人以上を要するとの規定, およびその他規定が行なわれた。

したがって, これまで述べてきた金融行政面のことから, 次のようにいうことができる。政府は金融機関に対する支配, 統制を強め, 外国人による支配を排し, 同時に社会主義的志向を示しつつ, 銀行の経営基盤の強化と銀行業務の地理的均質化を図った。しかし, 実際にはこのような政策にもかかわらず, この期間の激しいインフレは銀行業務にとっては致命的であり, 銀行の倒産, 支店閉鎖が多数発生し, 銀行にとって情勢は好ましいも

のではなかった。

なお、この時期の金融政策については次章で述べる。

4. 地場金融機構の建設期（Ⅲ）

----- 1966年以降 -----

1965年に起こった9月30日事件とその後の政変はインドネシアの経済の分野にも影響を及ぼし、経済政策全般にわたって大転換をもたらした。1966年3月11日の政変以後反スカルノ派は着実にその地歩を固めてゆき、1968年3月27日のスハルト將軍の大統領就任によって新体制の権力基盤は確固たるものとなった。この間、1966年6月～7月の第4回暫定国民協議会決定第23号によって経済政策の大綱が設定され、それ以後諸々の経済政策は全てこの決定第23号の規定に沿って策定されてきた。

この要点を示せば以下のようである^(註48)。

(1) 過去の経済政策が建国の理念から逸脱してしまったことを反省し、建国の理念を再確認する。

(2) 経済発展構想としては、短期的にはインフレ抑制と生産力回復に力を注ぎ、長期的には農業部門、インフラストラクチャー部門、製造業・鉱業——とくに石油——部門の順に重点を置く。

(3) 地域開発の重視と地方政府自治権の拡大を行なう。

(4) 自由主義的側面を重視して、経済活動に対し政府は管理よりも指導を行なう。

(5) 前体制に比べて民間資本を重視し、民間の活動分野の撰択の自由を拡大する。

(6) 国内開発のために外国援助と外国民間資本を利用する。

この基本路線に沿って、金融行政面では1967年末に銀行基本法^(註49)（法律1967年第14号）が制定され1968年1月1日に発効した。

同法は、

(1) インドネシア国内で活動を許される銀行を機能別に規定し、

(2) 各種銀行の設立と営業に際し遵守すべき規範を示し、

(3) 各種銀行の業務分野を指定し、

(4) インドネシア銀行が各種銀行を監督、指導すること、およびその基本的な方法を規定し、

(5) 罰則の規定

を行なっている金融行政の基本法律である。この法律の制定によって、それ以前には多数の異なる法令により定められていた金融行政上の基本的な諸規定が一つの法律にまとめられ、より体系的なものとなった。行政上の変化としては、あらゆる種類の銀行の監督と指導の権限が中央銀行の下に復したこと、「民間銀行は国営銀行と等しい扱いを受け、もはや補助的な機関とは見做されない」^(註50)ものと規定されたことの2点を挙げることができる。

この銀行基本法の規定に基づいて、中央銀行法、インドネシア国立1946年銀行法、国立商業銀行法、大土地銀行法、国立貯蓄銀行法、インドネシア庶民銀行法、インドネシア輸出入銀行法が1968年12月18日に制定され、同年12月31日に発効した。その結果、1965年に五つの国営銀行が統合されて成立した Bank Negara Indonesia が次のように六つの国立銀行に分割された。

Bank Negara Indonesia

Unit I→Bank Indonesia(インドネシア銀行)

Unit II { Bidang Rural→Bank Rakjat
Indonesia (インドネシア庶民銀行)
Bidang Eksim→Bank Ekspor Impor
Indonesia(インドネシア輸出入銀行)

Unit III→Bank Negara Indonesia 1946

(インドネシア国立1946年銀行)

Unit IV→Bank Bumi Daya (大土地銀行)

Unit V→Bank Tabungan Negara

(国立貯蓄銀行)

まず、1968年中央銀行法(以後、1968年法と記す)と1953年インドネシア銀行法(以後、1953年法と記す)の相違をみておこう。

1953年法は1968年法の発効に伴って全面的に廃棄されたわけではなく、後者の規定に抵触しない限り前者の諸規定の一部分は依然として効力を保っていることに、はじめに、注意しなければならない(第54条第2項)。

最も多く変化を受けたのは通貨委員会に関する諸規定である。「通貨委員会はインドネシア銀行の中の最高の意志決定機関ではなく、独立した機関である」^(注51)との確認の下に、「金融政策の立案と決定に際して政府を補佐し」(第9条第1項)、「その実施を管理、調整する」(同第2項)任務を与えられている。したがって、1953年法の規定とは異なって、通貨委員会には金融政策を決定する権限は与えられていない。

また、通貨委員会の構成人員は、既述のように、1958年に5名に増員されたが、1968年法では^(注52)に復し、「財政および経済に責任を持つ閣僚とインドネシア銀行総裁の3名により構成され」(第10条第1項)、「大蔵大臣が議長をつとめる」(第11条第1項)ものとされた。1953年法ではインドネシア銀行総裁が副議長の地位にあったが、1968年法ではその地位は与えられていない^(注52)。

「インドネシア銀行総裁が通貨委員会の審議の結果に同意しかねるときは自己の意見を政府に提出できる」(第13条)ことになったが、1953年法では官報に意見を発表することができると規定されていた。

他方、中央銀行と政府の関係の章では、1953年

法では大蔵大臣が必要と認めた場合は中央銀行は国庫に融資する義務があったが、1968年法では「国家予算において必要と決定されている場合は」^(注53)「政府の当座勘定に融資する」(いずれも第35条第1項)ことに改められ、議会によるチェック機能が付加された。また、融資限度に関する規定は行なわれていないが、1953年法のそれが適用されるものと考えてよからう。

1953年法ではインドネシア銀行の商業銀行業務は1953年末までに限って認めていたが、同行による商業銀行業務は停止されることなく続けられていた。けれども、1968年法はインドネシア銀行の業務としては中央銀行業務しか認めておらず、同行によって行なわれてきた商業銀行業務の他行への移管は1968年の半ばから始められた^(注53)。

さらに、1953年法では諮問委員会に関する規定に1章が設けられていたが、1968年法では諮問委員会という文字は一度も現われていない。他方、1953年法には規定されていなかった政府委員(1名)という職が設けられた。政府委員は業務・経済問題との関連でのみ中央銀行を監督する任務を与えられ、大統領により任免される。

1968年法と1953年法の相違としては以上のような諸点を挙げるができる。そして、これらと銀行基本法とを併せ考察するとき、これら2法の制定以前と比べて、

(1) 金融機構が体系的に把握され、各種銀行の機能分担が明確化された。

(2) 金融行政上の政府、通貨委員会、中央銀行の位置付けが現実的な方向に修正、明確化された。の2点が成果として認められる。

ところで、新たに独立した国営銀行の融資活動は次のように行なわれる。インドネシア銀行と国立貯蓄銀行を除く4行は全て一般的な商業銀行業

務を行なうのであるが、とりわけ、それぞれ、次の分野に主として融資する^(注54)。

インドネシア庶民銀行——協同組同，農業，漁業

インドネシア輸出入銀行——輸出製品の生産，加工，販売活動

インドネシア国立1946年銀行——工業

大土地銀行——農園農業，林業

また、Bank Negara Indonesiaに統合されなかった国立商業銀行は主に鉱業を対象として商業銀行業務を行なうことになっている。国立貯蓄銀行は貯蓄性預金を主たる資金源として、「社会経済の向上と国民経済の発展のために」^(注55)証券投資を通じて寄与することを目的としている。もう一つの国営銀行であるインドネシア開発銀行の融資分野には変更はなかった。

国営商業銀行はこのように改組され、業務分担が行なわれたが、他方では銀行の経営状態を向上させるための対策がとられた。1966年4月21日付の中央銀行担当次官通達は、すでに開設の準備が完了した支店を除いて、支店新設の計画、準備を棚上げすることを決めた。同時に、既存の支店の活動も再評価され、その結果1967年中にいくつかの支店が成績不良のため閉鎖された。また、同じ1966年に中央銀行は国営銀行を査察し、不正のあった経営者、一般職員の肅正を断行した。支店の新設については翌1967年に再び認められるようになったが、同時に設置基準が厳しくなった。

つぎに、民間銀行、地方開発銀行、外国銀行支店に対する規制措置をみることにしよう。この期間中は民間銀行の質的充実を目指す施策が相次いで行なわれたが、金融機構を取りまく当時の経済環境と金融当局の当初の意図との間の齟齬が反映されており興味深いのでいくらかくわしく規制の

変更をみてゆくことにしよう。

各種民間銀行の大都市における設立は、1964年8月29日^(注56)以降も禁止されてきたが、政策当局は経済の民間部門に対して資金を調達する機会をより多く与えるという方針の下に、1966年7月13日付の民間銀行・資本統制大臣決定により、大都市における民間銀行の本・支店新設が可能となった。続いて、中都市、小都市での本、支店新設の基準が改訂されたが、それらの基準は大きい都市程厳しいものとなっていた。しかし、この規定も1968年12月の大蔵大臣決定の制定により1969年1月1日からは銀行の増設が必要な地域にのみ新設が認められるように改められ、設立基準も一層厳しくなった。

民間商業銀行は1966年から1967年の間に新本店37、新支店55が開設されたが、他方で同期間中に本店3、支店8が閉鎖された。この時期にはインフレが最高潮に達し、銀行の経営は難しいものになっていたためである。そのため先の1966年の決定は経済の実情にそぐわないと判断され、民間商業銀行の設立申請の受付は停止された。

民間貯蓄銀行の場合は1966年に新設が可能になって以来1968年に至るまで1行も新設されることがなく、逆に営業許可取消しが1件あったような状態であった。民間開発銀行についても事態は同様で、1968年末に至るまで新設はなく、営業しているのは1962年に設立された1行だけであった。地方開発銀行の場合も本店数には変化なく、支店数は増加した。そして1968年には地方開発銀行が商業銀行業務を行なうことを認める法案が議会で提出された。これら各種銀行の推移は、激しいインフレ下では、長期資金を扱う業務が一層困難であることを物語っている。

「生産活動に融資するための資金源を増加させ、

インドネシアの銀行業務を推進するために」^(注57) 1967年5月27日の内閣幹部会訓令は大蔵大臣、中央銀行総裁に対して外国銀行のインドネシア内営業に許可を与えるよう指示した。これによって外国銀行のインドネシアでの営業は再び可能になるが、業務分野は貿易金融に、設立地はジャカルタに各々限定され、認可され得る外国銀行支店総数も決められていた。1967年中に外国銀行支店11と合弁銀行1の新設が認可されたが、営業活動が始められたのは1968年になってからであった。1968年には政令、大蔵大臣決定により外国銀行支店の設立認可条件がより詳細に規定された。その条件の中には100万米ドルを外国為替基金に払い込むことが含まれているが、外国銀行支店設立許可は外貨対策も兼ねたものと考えられる。1968年11月当時インドネシアで営業している支店数は8、駐在員事務所数も8であった。

これらの各種民間銀行に対する査察は、1966年の対国営銀行査察に続いて、1967年から1968年にかけて行なわれた。中央銀行は多数の使い込みと公定準備率規則違反を摘発し、不正のあった銀行には指示、警告あるいは手形交換所メンバーからの排除などの処分を行なった。

このような事態に鑑み、経営基盤強化によって民間銀行に対する大衆の信頼を回復するために中央銀行は、①流動比率の悪化している銀行への緊急融資、②オーバーローン是正のため貸付け制限、③中央銀行職員による業務に対する助言と指導、④不良銀行の機構改革、⑤監査役の任命などの措置を講じた。そして、以後は中央銀行による民間銀行に対する査察はより頻繁に行なわれるようになった。

他方、1967年に「健全で秩序ある金融機構を築き、経済・金融の分野で政府を補佐する」^(注58)こ

とを目的として、8月19日に中央銀行、国営銀行、民間銀行、地方開発銀行の代表が参加して銀行協議会 (Badan Musjawarat Perbankan, B. M. P.) が中央銀行支店のある各地に設立されることが決められた。1968年4月15日にはインドネシア銀行総裁が議長に就任し、1968年中には西イリアンを除く各地の B. M. P. の設立が完了するとともに金融行政面で急速に重要な地位を占めるようになった。B. M. P. は定期的に協議会を開催し、銀行業務を調査、検討し、インドネシア銀行総裁に意見を提出することになっている。具体的には、金融関係法令の草案の作成、あるいは金融関係訴訟の早期解決のための対策などを行なっている。

1966年から1968年にかけての金融行政は以上のように行なわれた。新体制による金融行政の変革は国営銀行の改組の方針と民間銀行の活動に対する規制の緩和とから始まり、国営銀行の改組は既定の方針通り行なわれた。民間銀行に対しては量的拡大を期して、大都市における本、支店の新設を認めてみたが、経済環境は銀行業務には不利であった。商業銀行は新設が行なわれたと同時に閉鎖も相次ぎ、貯蓄、投資銀行については新設は行なわれなかった。このことは、とりわけ家計から中・長期信用^(注59)銀行、中・長期信用銀行から企業へという中・長期資金の流れの停滞を示唆している。そしてまた、この時期のインドネシアでは、単に禁令を解除するだけでは金融機構の規模の拡大は起こらないことが示された。

また、改組に先立って国営銀行の査察を行なった結果多くの腐敗が明るみに出たため、続いて民間銀行に対しても行なってみたところ国営銀行の場合より一層ひどいものであった。これによって金融機構の質の低さが改めて認識され、金融機構の質的向上を図ることが重視されることになり、

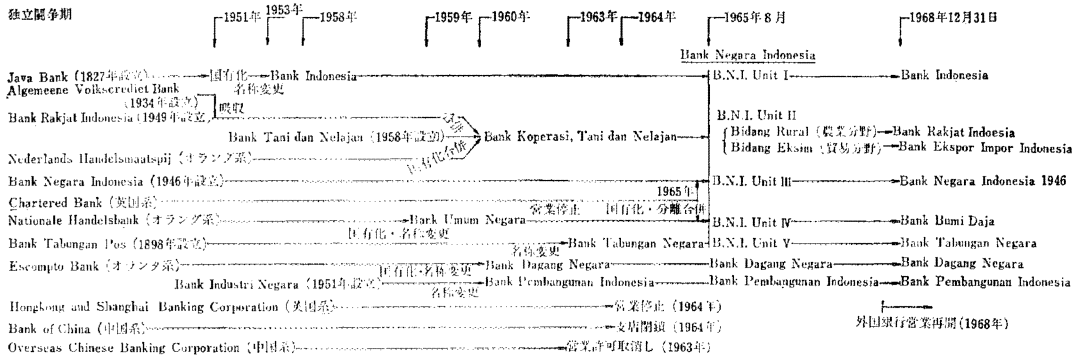
B. M. P. の設立などにつながっていった。

が開かれた。

他方、経済開発のために外国の資金を利用するという方針と国内金融機構の保護、育成との兼ね合いから外国銀行に対して貿易金融業務への門戸

なお、以下第1図に国営・外国銀行の変遷と、第2図に1968年末のインドネシア金融機構の構成を掲げた。

第1図 国営・外国銀行の変遷



第2図 1968年末のインドネシア金融機構

- a 中央銀行 Bank Sentral
- b 普通銀行 Bank² Umum
- c 開発銀行 Bank² Pembangunan
- d 貯蓄銀行 Bank² Tabungan
- e 二次的銀行 Bank² Sekunder

- a 中央銀行 Bank Indonesia
- b 普通銀行

- 国営普通銀行 Bank Dagang Negara (国立商業銀行, 店舗数46)
Bank Rakjat Indonesia (インドネシア庶民銀行, 店舗数219)
Bank Ekspor Impor Indonesia (インドネシア輸出入銀行, 店舗数22)
Bank Negara Indonesia 1946 (インドネシア国立銀行1946, 店舗数287)
Bank Bumi Daya (大土地銀行, 店舗数37)
- 民間銀行 本店; 122, 支店; 177 (1967年末には 本店; 121, 支店; 187)
- 外国銀行 1. American Express Bank 9. Nederland Overzeese Bank
2. First National City Bank 10. Algemeene Bank Nederland N. V.
3. Bank of Bangkok 11. Deutsche Asiatiscche Bank
4. Bank of America 12. Pierson Herdring & Pierson Bank
5. Chase Manhattan Bank 13. 韓国外換銀行
6. 東京銀行 14. Société Générale
7. 香港上海銀行 15. Philippines National Bank
8. Chartered Bank 16. United California Bank

- c 開発銀行

- 国営開発銀行 Bank Pembangunan Indonesia (インドネシア開発銀行, 店舗数21)
- 地方開発銀行 23行(州の数26州)
- 民間開発銀行 1行だけ

- d 貯蓄銀行

- 国営貯蓄銀行 Bank Tabungan Negara (国立貯蓄銀行) 本店 1, 支店 7
- 民間貯蓄銀行 本店 11, 支店 10

- e 二次的銀行

- Bank Desa 3,149
- Lumbung Desa 2,393
- Bank Pasar 131
- Bank Koperasi 94
- Bank Pegawai 1
- その他類似銀行 ---

(注1) Furnivall, J. S., *Netherlands India*, Cambridge Univ. Press Library Edition, 1967, p. 98.

(注2) Departemen Penerangan R. I., *20 Tahun Indonesia Merdeka, II*, p. 655. Java Bank の設立年月日については諸説がある。

(注3) Allen, G. C. & A. G. Donnithorne, *Western Enterprise in Indonesia and Malaysia*, George Allen & Unwin, 1957, p. 185. 本節の以下の記述で外国系銀行に関することについては本書に負うところが多い。

(注4) Higgins, B. H. & W. C. Hollinger, "Central Banking in Indonesia," ed. by S. G. Davis, *Central Banking in South and East Asia*, Hong Kong Univ. Press, 1970, p. 53.

(注5) Allen & Donnithorne, *op. cit.*, pp. 184~185.

(注6) 両行とも向大戦間の時期にインドネシアへ進出した。

(注7) Sutter, J. O., *Indonesianisasi*, New York, Cornell Univ., 1959, p. 92.

(注8) *Ibid.*, p. 92.

(注9) このパラグラフと次のヘラクラフの記述は Harold Karr Charlesworth, *A Banking System in Transition*, The New Nusantara Publishing Coy., 1959, pp. 5~6 に負うところが多い。

(注10) 共和国政府のジョクジャカルタへの退避に伴って B. N. I. 本店もジョクジャカルタへ移転した。

(注11) 当時の共和国政府支配域は散在していた。

(注12) Charlesworth, *op. cit.*, p. 6.

(注13) Higgins & Hollinger, *op. cit.*, p. 54. 括弧内の引用符は原著者。

(注14) Charlesworth, *op. cit.*, p. 8 によれば、通貨改革は次のように行なわれた。額面 Rp. 2.50 を上回る額の全ての "Red Money" とジャワ銀行券は半分に切断され、右半分は利率3%のインドネシア共和国長期債券と交換され、左半分は新しいジャワ銀行券と交換された。Rp. 2.50 の小額紙幣と硬貨はそのまま流通した。さらに Rp. 400 を超える全ての貯蓄性預金と要求払い預金の半分は利率3%の長期国債と交換された。国債は40年以内の分割償還であった。5種類の共和国政府紙幣はそれぞれ異なる交換レートでジャワ銀行券と交換されたが、Rp. 50 未満の紙幣は B. N. I. に預金されねばならなかった。

(注15) Java Bank, *Report of the Java Bank, 1951-1925*, p. 233.

(注16) Bank Indonesia, *Report of Bank Indonesia, 1954-1955*, p. 76.

(注17) Java Bank, *op. cit.*, p. 84.

(注18) Bank Indonesia, *op. cit.*, p. 77.

(注19) Charlesworth, *op. cit.*, p. 130.

(注20) くわしくは Higgins & Hollinger, *op. cit.*, p. 56. をみよ。

(注21) B. T. P. は蘭印時代の postspaarbank の名称が改められたものである。

(注22) Charlesworth, *op. cit.*, pp. 140~141.

(注23) Higgins & Hollinger, *op. cit.*, p. 56.

(注24) 独立後のインドネシアは民族主義的な風潮が強かったため旧 Nederlands-Indische Handelsbank は National Handelsbank と改名した。

(注25) Allen & Donnithorne, *op. cit.*, p. 198.

(注26) Sayers, R. S., "Modern Banking," Oxford, 1958, pp. 297~298.

(注27) Higgins & Hollinger, *op. cit.*, p. 57.

(注28) Charlesworth, *op. cit.*, pp. 15~16.

(注29) *Ibid.*, p. 16.

(注30) *Ibid.*, pp. 22~23.

(注31) *Ibid.*, p. 16.

(注32) インドネシア銀行法の全文は *Ibid.* 付録あるいは Java Bank, *Report of the Java Bank, 1952~1953* 付録に掲載されている。

(注33) Bank Indonesia, *Report of Bank Indonesia, 1954~1955* 付録。

(注34) 第I章第4節を参照せよ。

(注35) Bank Indonesia, *Report, 1954~1955* 付録。

(注36) Bank Indonesia, *Report, 1957~1958* 付録。

(注37) Charlesworth, *op. cit.*, p. 32.

(注38) Higgins & Hollinger, *op. cit.*, p. 75.

(注39) Charlesworth, *op. cit.*, p. 26.

(注40) Paauw, Douglas, "From Colonial to Guided Economy," ed. by R. T. McVey, *Indonesia*, New Haven, Yale Univ. Press, 1963, pp. 232~233.

(注41) この節で記した法令、事実関係は Bank Indonesia, *Report, 1960~1965* によった。

(注42) 第1図を参照せよ。

(注43) Bank Indonesia, *Report, 1960~1965*, p. 53.

(注44) 中央銀行担当相は中央銀行総裁が兼務する。

(注45) Bank Indonesia, *Report, 1960~1965*, p. 50.

(注46) 実際には同法の制定以前に、1955年の政令第1号に基づいて設立された地方開発銀行がすでに16行もあり、それらはすみやかに1962年の法律第13号に適合すべきことが規定された。*Ibid.*, p. 57.

(注47) *Ibid.*, p. 51.

(注48) 岸, 米田, 鈴木, 玉井『インドネシア経済の現状と打開の方策』外務省経済協力局 1969年28~32ページの“決定23号の概要”を参照した。

(注49) テキスト全文は Bank Negara Indonesia Unit I, *Report, 1968* 付録に掲載されている。

(注50) *Ibid.*, p. 26.

(注51) *Ibid.*, p. 27.

(注52) *Ibid.*, p. 27.

(注53) *Ibid.*, p. 31.

(注54) *Ibid.*, p. 35.

(注55) *Ibid.*, p. 38.

(注56) この日に7大都市以外の地域に銀行の本店を開設することが可能になった。

(注57) Bank Negara Indonesia Unit I, *Report, 1966~1967*, p. 33.

(注58) *Ibid.*, pp. 36~37.

(注59) インドネシアでは短期信用とは1年以下のもの、中期信用は1年超3年以下のもの、長期信用は3年超のものを指す。

II 1960年代の金融政策と経済の推移

1. 1960年前後の金融経済

第1章ではインドネシアの金融機構の歴史的な流れの中から生み出されてきたその特性を明らかにすることに努めた。この章では、1950年代の通貨膨張の決算として行なわれた1959年8月25日の通貨改革 (Monetary Purge) を起点として^(注1)、1960年代には、既述のような特性を持つ金融機構を介して、どのような金融政策——とくに貨幣政

策——がとられ、経済の他の分野の実績をみるときそれらの政策をどのように評価できるのかを検討したい。

1959年8月25日の通貨改革は^(注2)、

(1) 「この『法律に代る政令』の発効の日に流通している500ルピア、1000ルピアの銀行券の価値はそれぞれ50ルピア、100ルピアに引下げられる。」(法律に代わる政令1959年第2号, 第1条)

(2) 「政府・民間銀行の経営者は」(法律に代わる政令1959年第3号, 第1条)「この法律に代わる政令の発効時に銀行の口座に入れている定期預金当座預金勘定あるいは決済勘定の残高」(同第2条)「の各預金について、25,000ルピアを上回る額の90%」(同第3条)「を凍結せねばならない」。(同第1条)「凍結預金は長期の政府債券により代替される。」(同第6条)

(3) 「外国貨幣に対するルピア通貨のレートは1米ドルに対して45ルピアに定められる。」(政令1959年第43号)

という三つの施策からなっていた。

これらの施策によって吸収された通貨は政府の“利益”とみなされ、インドネシア銀行からの政府の借入れ金の返済に使われた。すなわち、高額紙幣の切下げにより吸収された85億2100万ルピアは政府の“利益”として1959年第3四半期にインドネシア銀行への返済に当てられた^(注3)。外貨に対するルピア切下げにより生じたインドネシア銀行保有の外国為替の評価益7億7700万ルピアは第4四半期に^(注4)、さらに凍結預金の80億4300万ルピアは1960年中^(注5)にそれぞれインドネシア銀行への返済に当てられた。

この間の通貨供給増減要因としての政府部門の実績は第2表のようであり、これらの返済を除外すれば1959年に政府は179億1200万ルピアの通貨

第 2 表 1959年前後の通貨供給増減要因(公的部門)

(単位: 100万ルピア)

	1958年	1959年					1960年
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通年	
公的部門							
I 中央政府							
a 中央銀行への純負債(増加=+)	+ 8,780	+ 2,128	+ 2,617	- 4,154	+ 2,692	+ 3,283	- 221
b その他銀行への預金残高(増加=-)	+ 406	- 332	+ 20	+ 744	- 559	- 127	- 764
c 政府紙幣および硬貨(増加=+)	+ 153	+ 41	+ 40	+ 86	+ 131	+ 298	+ 71
d 外国援助見返り勘定から国庫への移転(増加=+)	+ 194	- 14	+ 10	- 140	+ 48	- 96	+ 82
小計	+ 9,533	+ 1,823	+ 2,687	- 3,464	+ 2,312	+ 3,358	- 832
II 地方政府	0	- 2	+ 4	- 1	- 2	- 1	+ 24
III 国営企業と政府関係機関	+ 1,325	+ 241	+ 313	+ 728	+ 3,975	+ 5,257	+ 3,327
計	+ 10,858	+ 2,062	+ 3,004	- 2,737	+ 6,285	+ 8,614	+ 2,519
通貨総供給純変動	+ 10,453	+ 650	+ 2,364	- 7,622	+ 10,126	+ 5,518	+ 12,953
I 現金通貨	+ 5,780	+ 215	+ 2,748	- 2,625	+ 6,173	+ 6,511	+ 7,696
II 預金通貨	+ 4,673	+ 435	- 384	- 4,997	+ 3,953	- 993	+ 5,257

(出所) 1958年, 1959年は Bank Indonesia, *Report of Bank Indonesia 1959-1960*.

1960年は Bank Indonesia, *Report of Bank Indonesia 1960-1965*.

増加要因となっている。当時の通貨総供給量は1958年末は293億7200万ルピア、1959年末は348億8900万ルピア、1960年末は478億4200万ルピアであったから、いかに大きな増加要因であったかがわかる。また、通貨改革で約173億ルピアの通貨が減少したにもかかわらず、1959年12月末には7月末の水準をすでに約10億ルピア上回ってしまった(註6)。

このように公的部門を通じての通貨供給増があまりに大きかったために通貨改革の効果は短命であり1959年は消費者物価上昇率を13.2%程度に押さえたものの、1960年には20%の上昇をみた(註7)。政府のこの財政支出の増加は1959年はスマトラ、スラウェシの反乱軍鎮圧と空軍増強のため(註8)であり、また1960年の場合は反乱軍平定のためと国有化した旧外国企業への資金供給が大きかったためである。

また、1958年前後の、国内総生産に対する通貨供給量の割合は、第3表に示したような結果となった。1959年は特殊な事態にあったとしても、1960

第3表 国内総生産に対する通貨総供給量の比率
(単位: 10億ルピア)

	1958年	1959年	1960年	1961年	1962年
(1) 国内総生産(市場価格)	220.0	295.9	390.2	470.1	1,335.1
(2) 通貨総供給量(各年末)	29.4	34.9	47.8	67.6	135.9
(2)/(1)	0.13	0.11	0.12	0.14	0.10

(出所) 1960年~1962年の国内総生産は、中央統計局資料、その他の年の国内総生産と通貨総供給量は *Report of Bank Indonesia, 1960-1965*。

年も1958年、1961年に比べて比率は小さくなっており、通貨改革の結果貨幣の流通速度が高まったことを示唆している。1960年代はこのように通貨不信の状態から始まった。

この時期の金融政策はそれ以前に比べていくらかその種類を増している。それらを①通貨供給量の調整、②裁量的な融資配分、③輸出入の水準と構成の調整、④銀行預金の促進、という四つの観点から取り上げて、政策と実態経済の関連をみてゆくことにしよう。

2. 通貨供給量調整策

第4表 通貨供給量変動 —1947年～1960年—

(単位: 10億(新)ルピア)

	通貨供給量			現金通貨 の構成比 (%)	通貨供給量年間増加率			通貨供給増減要因("その他"部門は省略)				
	現金通貨	預金通貨	通貨総供給量		現金通貨 (%)	預金通貨 (%)	通貨総供給 (%)	政府部門	企業部門	海外部門	通貨総供給量	
1938年3月	0.24	0.18	0.42	57.1								
1947年12月	1.27	1.23	2.50	51.0								
1948 "	1.64	1.37	3.01	54.5	29	11	20					
1949 "	1.75	1.56	3.31	52.9	7	14	10					
1950 "	2.58	1.73	4.31	59.9	47	11	30					
1951 "	3.33	1.71	5.04	66.1	29	1	17					
1952 "	4.35	2.25	6.60	65.9	31	32	31					
1953 "	5.21	2.27	7.48	69.7	20	1	13					
1954 "	7.47	3.64	11.1	67.3	43	60	48					
1955 "	8.65	3.59	12.2	70.9	16	1	10	+1.6	-1.1	+1.0	+1.1	
1956 "	9.35	4.02	13.4	69.8	8	12	10	+2.5	+0.8	-1.8	-0.3	
1957 "	14.1	4.82	18.9	74.5	51	20	41	+5.8	+2.3	-1.0	+5.5	
1958 "	19.9	9.49	29.4	67.7	41	97	56	+9.5	+0.4	+0.6	+10.5	
1959 "	26.4	8.50	34.9	75.6	33	-10	19	+3.4	+6.4	+14.0	+5.5	
1960 "	34.1	13.8	47.9	71.1	29	62	37	-0.8	+2.1	+4.5	+13.0	

(出所) H. W. Arndt, "Banking in Hyperinflation," *Bulletin of Indonesian Economic Studies* (Oct. 1966).

インドネシアの金融政策には、そのほとんどすべてに、直接的あるいは間接的に通貨の膨張を抑制する意図がこめられていた。しかしながら通貨供給の実績は第4表および第8表が示すように長年の間大幅な増加を続けてきた。第4表によれば1947年から1960年までの13年間に通貨総供給量は毎年平均して25.5%増加して、19.2倍に達した。この通貨供給量の増加の主因は、すでに前章でも述べたように、そしてまた第4表が示すように、政府部門であり具体的には赤字財政なのである。

他方、通貨総供給量に占める現金通貨の割合は、1940年代末には50%台にあった。この割合は以後急速に増加して1950年代末には70%に達した。この経過は、(1)輸出産業部門の外部にも Monetization が次第に広がっていたこと^(註9)、(2)通貨供給量の増加の主因が常に財政赤字であったこと、(3)銀行業務企業活動が停滞的であったこと、の三つの事実によって説明され得る。前章で述べたように植民地期の経済は輸出産業部門と国内市場向け産業部門とに2分されていたが、当時の通貨はその多くが前者の部門で使われていた。輸出産業部

門は外国の資本と技術によって営まれる近代的な分野であったため、およびその業務の性格のゆえ預金通貨を利用する割合が大きかったのである。しかしながら、独立後は国内市場向け産業部門にも通貨の使用が徐々に拡まってきた。そしてそこでは主として現金通貨が用いられたのである。それと平行して、中央銀行借入れに依存する赤字財政は年々大量の現金通貨と少量の預金通貨を家計、企業に供給していった。他方では銀行業務や近代的な企業活動にみるべき発展が起こらなかったため預金通貨の需要は大幅には増加しなかった。とくに財政の赤字幅は企業への融資増に比べて圧倒的な大きさを示したため、通貨総供給量に占める現金通貨の割合は急速に上昇していった。

このようにして現金通貨の構成比が次第に高まったのであるが、国際比較した場合インドネシアにおける現金通貨の割合がいかに高いものであるかは、第5表と第8表によって1963年から1968年間の実績を比較すれば明らかである。

さて、ここからは論点を1958年以降にしぼることにして、1959年8月に行なわれた通貨改革に

第 5 表 各国の通貨供給量構成

		1963	1964	1965	1966	1967	1968
日 本	通貨総供給量(10億円)	7,702	8,704	10,287	11,716	13,369	15,155
	うち、現金通貨	1,730	1,987	2,264	2,589	3,114	3,595
	同構成比 (%)	22.5	22.8	22.0	22.1	23.3	23.7
アメリカ	通貨総供給量(10億ドル)	157.8	164.6	173.1	178.6	191.9	203.8
	うち、現金通貨	32.7	35.1	37.2	39.1	41.3	43.7
	同構成比 (%)	20.7	21.3	21.5	21.9	21.5	21.4
イタリア	通貨総供給量(10億リラ)	11,464	12,352	14,352	16,274	18,807	20,987
	うち、現金通貨	3,938	4,242	4,634	5,088	5,741	5,927
	同構成比 (%)	34.4	34.3	32.3	31.3	30.5	28.2
タ イ	通貨総供給量(10億バーツ)	11.50	12.33	14.32	16.26	17.52	19.04
	うち、現金通貨	6.96	7.50	8.33	9.59	10.22	10.88
	同構成比 (%)	60.5	60.8	58.2	59.0	58.3	57.1
インド	通貨総供給量(10億ルピー)	35.41	39.06	43.00	46.81	51.02	53.89
	うち、現金通貨	25.03	26.84	28.86	30.44	32.52	34.62
	同構成比 (%)	70.7	68.7	67.1	65.0	63.7	64.2

(出所) I. M. F., *International Financial Statistics* (March 1970).

第 6 表 Bank Indonesia, Bank Negara Indonesia およびその他外国為替銀行
11行による業種別融資残高 (除、Bank Rakjat Indonesia) (単位: 100万ルピア)

		1958年			1959年		
		9月	12月	3月	6月	9月	12月
A	国営企業および政府関係機関	1,601	1,347	1,318	848	1,654	3,988
B	政 府 系 企 業	91	124	181	319	417	1,896
C	民 間 企 業 お よ び 個 人	3,482	3,654	4,492	4,398	4,107	4,456
	銀行およびその他金融機関(除外為銀行)	144	235	351	330	494	328
	保険会社、貯蓄機関および年金基金	13	2	16	16	5	5
	国内流通業者	148	145	174	175	247	253
	輸出入業者	713	895	1,095	990	769	1,217
	砂糖農業者	993	877	1,098	968	771	725
	その他の農園	156	155	182	239	232	237
	製糖業者	141	98	132	121	104	81
	製造業者	372	371	339	325	331	595
	倉庫運輸業者	76	91	84	124	66	58
	の他企業	8	5	6	6	6	8
	民間個人	623	609	770	904	846	833
	計	95	171	245	200	236	116
	計	5,174	5,125	5,991	5,565	6,178	10,340

(出所) 1958年9月は Bank Indonesia, *Report of Bank Indonesia, 1958-1959*.

その他は Bank Indonesia, *Report of Bank Indonesia, 1959-1960*.

先立って、4月に通貨委員会は国営、民間銀行の信用供与残高を一律に各行の1958年8月の水準に限定するなど金融引締め策を決定した。第6表に示した外国為替銀行13行の実績からは、1959年4月当時は1958年8月当時に比べて信用供与残高は2割前後増加していたものであろう。引締め政策

の効果は1959年6月の数値で判断するならば、最高融資額から7、8%引き下げることができたものと推定される。第7表で預金通貨の動きをみると、4月から5月にかけて5%程度供給量が減少した。しかしながら、他方では現金通貨の供給量が毎月増加しており、その結果通貨総供給量も増

第7表 1959年の月別通貨供給量変動

(単位: 100万ルピア)

	現金通貨	預金通貨	通貨総供給量	現金通貨の割合(%)	預金通貨の割合(%)
1958年8月	16,052.7	7,275.8	23,328.5	68.8	31.2
1959年1月	19,323.0	9,415.8	28,738.8	67.2	32.8
2月	19,523.6	9,835.3	29,358.9	66.5	33.5
3月	20,087.1	9,930.9	30,018.0	66.9	33.1
4月	20,918.7	9,947.5	30,866.2	67.8	32.2
5月	22,048.8	9,671.6	31,720.4	69.5	30.5
6月	22,834.6	9,544.9	32,379.5	70.5	29.5
7月	24,246.5	9,741.1	33,987.6	71.3	28.7
8月	18,027.7	2,971.1	20,998.7	85.9	14.1
9月	20,209.9	4,547.2	24,757.1	81.6	18.4
10月	21,566.0	6,390.4	27,956.4	77.1	22.9
11月	23,230.1	7,053.0	30,283.1	76.7	23.3
12月	26,383.1	8,499.7	34,882.8	75.6	24.4

(出所) Bank Indonesia, *Report of Bank Indonesia, 1959-1960*.

加し続けた。

4月の融資残高規制は、銀行によっては実現が全く困難であったため、8月14日にその上限が各

各の銀行により1959年3月、1958年11月、あるいは以前と同じく1958年8月の水準に決められた。

この直後の8月25日に通貨改革が行なわれたわけであるが、それについてはすでに述べた。また融資残高規制は1960年4月にも行なわれている。

1960年10月になると、一定時点の融資残高を上限として規制する政策に代わって、流動比率(cash ratio) (注10)の最低限度を設定し、同時に手許流動資産の一定割合をインドネシア銀行に預託させる制度が採用された。10月15日付の大蔵大臣規則第5号により、流動比率の最低限度は30%と決められ、手許流動資産の10%以上を要求払い預金の形でインドネシア銀行に預金すべきことが定められた。そして、この規定を満たし得ない銀行はその差額に対してインドネシア銀行に利子を支払うこととされた。この利率はインフレの激化に伴っ

第8表 通貨供給量変動 (単位: 100万ルピア)

	1960 ⁽¹⁾	1961 ⁽¹⁾	1962 ⁽¹⁾	1963 ⁽¹⁾	1964 ⁽²⁾	1965 ⁽³⁾	1966 ⁽³⁾	1967 ⁽³⁾	1968 ⁽³⁾	1969 ⁽⁴⁾
現金通貨	34,079	48,540	102,851	175,460	447	1,811	14,360	34,098	74,684	114,245
構成比	71%	72%	76%	67%	62%	70%	65%	66%	66%	63%
預金通貨	13,763	19,108	33,047	87,901	278	761	7,848	17,373	39,210	65,728
構成比	29%	28%	24%	33%	38%	30%	35%	34%	34%	37%
通貨総供給量	47,842	67,648	135,898	263,361	725	2,572	22,208	51,471	113,894	179,973
同変動量	+12,953	+19,806	+68,250	+127,463	+447 ⁽⁵⁾	+1,847	+19,636	+29,263	+62,423	+66,079
同変動率	37.1%	41.4%	100.9%	93.8%	160.8%	254.8%	763.5%	131.8%	121.3%	58.0%
公的部門変動額	-808	+23,388	+53,454	+122,763	+362	+1,154	+12,603	+23,923	+4,163	
変動寄与率	-6.2%	+118.1%	+78.3%	+96.3%	+81.0%	+62.5%	+64.2%	+81.8%	+6.7%	
企業部門変動額	+2,103	+10,236	+17,953	+33,581	+122	+695	+5,610	+21,687	+44,374	
変動寄与率	+16.2%	+51.7%	+26.3%	+26.3%	+27.3%	+37.6%	+28.6%	+74.1%	+71.1%	
海外部門変動額	+4,472	-6,812	-9,242	-10,968	-	12	-256	-12,381	+12,483	
変動寄与率	+34.5%	-34.4%	-13.5%	-8.6%	-2.7%	+1.1%	-1.3%	-42.3%	+20.0%	
その他変動額	+7,186	-7,006	+6,085	-17,913	-25	-22	+1,679	-3,966	+1,403	
変動寄与率	+55.5%	-35.4%	+8.9%	-14.1%	-5.6%	-1.2%	+8.6%	-13.6%	+2.2%	

(注) (1) (出所) Bank Indonesia, *Report of Bank Indonesia 1960-1965*.

(2) 1965年12月13日に、1000旧ルピア=1新ルピアのデノミネーションが行なわれた。この1964年の数値は、出来るだけ新しく訂正されたデータを採用するために Bank Negara Indonesia, *Report of Bank Negara Indonesia, 1966-1967* から引用したが、同書中には1964年の数値は新ルピア表示となっていたのでそのまま掲載した。

(3) (出所) Bank Negara Indonesia, *Laporan Tahun Penbukaan 1968*.(4) (出所) Bank Indonesia, *Laporan Angka-Angka Mingguan*.

(5) この数値は、*Report for the Years 1966-1967* において訂正された1963年、1964年の通貨総供給量を用いて算出されたものなので本表の数値を用いて算出したものとは一致しない。

第 9 表 インドネシアの通貨供給増減要因⁽¹⁾

(単位: 100万ルピア)

	1960 ⁽²⁾ (3)	1961 ⁽²⁾	1962 ⁽²⁾	1963 ⁽²⁾	1964 ⁽⁴⁾ (6)	1965 ⁽⁵⁾	1966 ⁽⁵⁾	1967 ⁽⁵⁾	1968 ⁽⁵⁾	
A. 公 的 部 門										
I 中 央 政 府										
a 中央銀行への純負債 (増加=+)	--	221	+25,296	+56,456	+128,088	+ 365	+ 1,259	+13,349	+27,863	+ 6,765
b その他銀行への預金残 高 (増加=+)	--	764	- 1,882	- 3,112	- 5,714	3	- 110	- 741	- 3,940	- 3,884
c 政府紙幣および硬貨 (増加=+)	+	71	+ 108	+ 200	+ 93	--	/	/	/	/
d 外国援助見返り勘定か ら国庫勘定への移転 (増加=+)	--	82	- 113	- 165	--	/	/	/	/	/
小 計 (A. I)	--	832	+23,409	+53,379	+122,467	+ 362	+ 1,149	+12,608	+23,923	+ 2,881
II 地 方 政 府 (増加=+)	+	24	- 21	+ 75	+ 296	--	+ 5	- 5	--	+ 1,282
小 計 (A)	--	808	+23,388	+53,454	+122,763	+ 362	+ 1,154	+12,603	+23,923	+ 4,163
B. 企 業 部 門										
I 国営企業と政府関係機関 (増加=+)	+	3,327	+ 3,155	+12,831	+ 23,560	+ 82	+ 399	+ 3,058	+ 6,532	+56,211
II 民間企業および個人 (増加=+)	+	3,419	+ 5,626	+ 2,333	+ 16,001	+ 59	+ 486	+ 2,914	+18,118	+37,889
III 外国援助見返り勘定 (増加=-)	/	/	/	/	/	--	--	--	--	-32,760
IV 輸入業者前払金 (増加=-)	--	2,226	+ 1,842	+ 2,576	- 1,601	- 4	/	/	/	/
V 保証金預託 (増加=-)	--	2,244	- 222	+ 604	- 4,362	- 7	- 121	- 105	- 1,049	- 7,188
VI 定期預金 (増加=-)	--	173	- 165	- 391	- 17	- 8	- 69	- 257	- 1,914	- 9,778
小 計 (B)	+	2,103	+10,236	+17,953	+ 33,581	+ 122	+ 695	+ 5,610	+21,687	+44,374
C. 海 外 部 門										
I 中央銀行および外国為替 基金の金・外為保有高 (増加=+)	+	2,805	- 9,409	- 323	- 5,526	- 16	+ 32	- 253	- 164	+15,923
II 外国為替銀の外為保有高 (増加=+)	+	1,400	+ 3,141	- 5,454	+ 3,062	+ 11	- 12	+ 17	+ 6	+ 310
小計 (C. I, II) 金・外為保 有高 (増加=+)	+	4,205	- 6,268	- 5,777	+ 2,464	- 5	+ 20	- 236	- 158	+16,233
III I. M. F. ポジション	+	214	- 900	- 956	- 901	--	--	20	-12,223	- 3,750
IV 非居住者ルピア勘定 (増加=-)	+	19	- 144	- 151	- 333	- 3	/	/	/	/
V 未決済BE残高 (増加=-)	+	1,084	+ 315	+ 45	+ 3	/	/	/	/	/
VI 外国援助見返り勘定 (増加=+)	-	1,050	+ 185	- 2,403	- 7,273	- 4	/	/	/	/
小 計 (C)	+	4,472	- 6,812	- 9,242	- 10,968	- 12	+ 20	- 256	-12,381	+12,483
D. そ の 他										
I 資本、準備金および損益 勘定 (増加=-)	-	1,814	- 1,644	- 3,092	- 5,603	- 20	- 67	- 754	- 2,089	- 7,320
II 銀行間勘定 (増加=-)	-	233	- 5,487	+ 3,496	+ 3,926	- 1	- 81	+ 1,914	+ 2,137	+ 5,035
III 凍結預金残高 (増加=-)	+	8,264	+ 1,719	+ 244	+ 96	/	/	/	/	/
IV そ の 他	+	969	- 1,594	+ 5,437	- 8,480	- 4	+ 126	+ 519	+ 260	+ 3,688
小 計 (D)	+	7,186	- 7,006	+ 6,085	- 17,913	- 25	- 22	+ 1,679	- 3,966	+ 1,403
E. 通貨総供給量純変動 (A+B+C+D)	+	12,953	+19,806	+68,250	+127,463	+ 447	+ 1,847	+19,636	+29,263	+62,423
I 現 金 通 貨	+	7,696	+14,461	+54,310	+ 72,610	+ 275	+ 1,364	+12,549	+19,738	+40,586
II 預 金 通 貨	+	5,257	+ 5,345	+13,940	+ 54,853	+ 172	+ 483	+ 7,087	+ 9,525	+21,837

(注) (1) 本表は中央銀行年報の異なった3版より作成したが、各版とも項目の立て方が異なっているので若干調整したが、項目の内容が完全にはつかめず、調整し切れなかった。斜線を付されている項はその年の数値を得た年報にはそのような項目が含まれていなかったことを示す。

(2) (出所) Bank Indonesia, *Report of Bank Indonesia, 1960-1965.*

(3) 1959年8月の通貨改革の影響に注意。本文第二章第1節を参照せよ。

(4) (出所) Bank Negara Indonesia, *Report of Bank Negara Indonesia, 1966-1967.*

(5) (出所) Bank Negara Indonesia, *Laporan Bank Negara Indonesia, 1968.*

(6) 1965年に1000(旧)ルピア=1新ルピアのデノミネーションが行なわれたが、この年も新ルピア表示になっている。

て1965年に引き上げられたが、流動比率と中央銀行への預金の比率は変更されていない。

この政策はとくに企業部門を対象とした金融引き締め政策である。1959年の通貨改革の影響で過少に評価されている1960年の公的部門、「その他」部門から通貨改革の影響を捨象して第4表、第8表をみた場合、企業部門（第9表に示したようにこの中には国営企業、政府関係機関が含まれる。したがって、第2表の分類とは異なる。）に対する金融引締め効果はある程度あらわれているものと考えられる。

輸入業者に対し輸入代金を銀行に前払いさせ、同時に前払い金に対する金融を規制する措置は、1950年代には通貨吸収策の一つとして用いられた。この政策は通貨供給量の伸びを2、3カ月遅らせる効果を持つことを示した^(註11)が、恒常的なインフレ経済の中ではその意義は高くは評価できない。この前払いの制度は1959年8月25日に廃止された^(註12)が、他方では翌9月に政府は銀行に対して、一部政府系機関向けのを除いて、輸入金融を全面的に禁止したので、輸入業者は信用状の開設時には外国為替基金に前払いする代わりに、「銀行の保証預金口座へ各々の輸入取引の全額のルピア対価を」「自己の資金で」「預金しなければならなくなった」^(註13)。輸入金融の禁止は、後にスペアパーツ等一部品目についてだけ解除された^(註14)。けれども同年10月3日に施行された金融引締め措置により再び輸入金融は禁じられ、さらに1967年8月に解除されるという経過を辿った^(註15)。1967年に輸入金融が再開されたのは、外国援助資金の流入が増加した状況下でインフレ対策として輸入促進が重要視されたためである。第9表によれば、1960年と1963年には輸入前払い金の項目は通貨の吸収要因となっているが、1961年、

1962年は逆に通貨供給増の要因となっている。

1963年には国営および民間銀行に対して資金の流れを直接的に規制する融資配分規制が行なわれた。その内容は次の節で述べるが、公的部門と民間部門の間、そしてまた産業部門間の融資配分比率を決めている。配分比率は1965年、1966年に一部変更を受けたが、これらの政策は資金の配分の規制を主目標とすると同時に、財貨の生産増に直接結び付かないような分野への融資を通じて通貨が膨張することを防ぐことも意図されていた。第9表では国営企業、政府関係機関への融資による通貨供給増は民間企業、個人への融資による供給増を下回っており、この関係は上記政策の方針や後掲の第19表(次号)の公的部門と民間部門の間の融資割合と食い違っている。それゆえ、ここでは融資配分規制の通貨供給増抑制効果に関しては判断し得ない。

この間の1965年12月13日にデノミネーションが行なわれ、1000(旧)ルピア=1(新)ルピアと変更されている。

前章で述べた新体制の経済政策大綱、第4回暫定国民協議会決定第23号に基づいて、1966年10月3日に包括的な経済政策が内閣幹部会訓令として定められた。この中の1項として金融の引締め方針が打ち出され、国営銀行の貸出し利率が月利6%~9%という高い水準に決定され、銀行融資の上限が設定されるなどした。注目すべきは、この訓令において財政均衡化の方針が決定されたことであり、1967年の歳入・歳出は予算段階では第10表にみられるとおりの均衡予算が組まれた。実績は赤字となったが、100%を越すインフレの下で名目額の赤字幅は前年比6分の1程度に縮小した。さらに翌1968年は予算、実績ともに歳入・歳出が均衡した。その結果通貨総供給量変動に対す

第10表 歳入歳出予算・実績

(単位: 100万ルピア)

	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969 ⁽¹⁾
歳入本予算	44.0	47.0	61.0	272.0	391.0	671.3	7,232	81,300	138,686	
補正予算	5.8	19.0	16.2	118.7	191.0	150.0	318	2,850	55,336	
最終予算	49.9	66.0	77.2	153.3	200.0	821.3	7,550	84,150	194,022	
実績	50.3	62.2	74.9	162.1	283.4	923.4	13,142	84,900	185,283	334,762
最終予算・実績差	+ 0.4	- 3.8	- 2.3	- 8.8	+ 83.4	+ 102.2	+ 5,592	+ 750	+ 61	
歳出本予算	46.0	82.7	98.0	305.6	392.2	964.9	6,630	81,300	138,646	
補正予算	16.2	15.1	18.8	28.8	277.8	784.9	16,770	7,980	55,376	
最終予算	62.2	97.8	116.8	334.5	670.0	1,749.8	23,400	89,280	194,022	
実績	60.5	88.5	122.1	329.8	681.3	2,526.3	29,867	87,555	185,283	334,671
最終予算・実績差	- 1.6	- 9.3	+ 5.3	- 4.7	+ 11.3	+ 776.5	+ 6,467	- 1,725	+ 61	
本予算収支	- 1.9	- 35.7	- 37.0	- 33.6	- 1.2	- 293.7	602	-	+ 40	
補正予算収支	- 10.4	+ 3.9	- 2.6	- 147.6	- 468.8	- 634.9	- 16,452	- 5,130	- 40	
最終予算収支	- 12.3	- 31.8	- 39.6	- 181.1	- 470.0	- 928.6	- 15,850	- 5,130	-	
実績収支	- 10.2	- 26.3	- 47.2	- 167.7	- 397.9	- 1,602.9	- 16,725	- 2,655	-	

(出所) 1960-1965年: Bank Indonesia, *Report of Bank Indonesia, 1960-1965*.1966, 1967年: Bank Negara Indonesia Unit I, *Report of Bank Negara Indonesia, 1966-1967*.1968年: Bank Negara Indonesia Unit I, *Laporan Bank Negara Indonesia, 1968*.1969年: Bank Indonesia, *Indonesia Financial Statistics, Sept. 1970*.

(注) (1) 1969年の歳入歳出は1969年4月~1970年3月までの期間。

る公的部門の寄与率はわずか6.7%にまで低下した。そして通貨供給量の増加率は1966年の763.5%から1967年, 1968年のそれぞれ131.8%, 121.3%と低下していった。さらに, 1969年度^(注16)の財政収支は100万ルピアの黒字となり, それと対応するように通貨総供給量の増加はわずか58.0%という水準にまで低下した。この財政と通貨供給との関係によって, インドネシアの通貨膨張は激化するのにも沈静化するのにも財政次第であることが明らかであろう。

そして, 物価上昇率は1966年を頂点として以後次第に低下していった。また, 1966年10月に金融引締め政策の一環として引き上げられていた利子率も, 物価上昇率の低下に伴って, 第14表(次号)にみられるように頻繁に引き下げられた。同時に民間部門への資金供給が相対的に増し, 通貨総供給増に対する寄与率は1966年の28.6%から1967年, 1968年の各74.1%, 71.1%に上昇し, 政府部門のそれをはるかに上回るようになった。

したがって, インドネシアにおいては, 通貨供給量調整策としての金融政策は, 1966年までは財政を通じての通貨供給増が膨大であったため, なすところがなかったが, それ以後は民間部門への通貨供給が増してきているため金融政策が機能し得る環境が作りだされてきているといえる。

ところで, これまで述べてきたように通貨の名目的な供給は, 1966年までは, 財政赤字を通じて年々大幅な増加を続けたが, 他方において, 1960年代に入ってから物価の上昇も著しかった。H. W. Arndt の試算によれば第11表に示されているように「通貨の実質供給量は1960年に145億ルピアのピークに達し, 以後1966年3月までに34億ルピアにまで低下した。」^(注17)

第11表で用いられている1964年以降の通貨供給量の統計は後にインドネシア当局により訂正された。1960年~1969年に関する新たな統計数値を用いて算定した通貨供給量, GNPデフレーター,

第11表 1954年価格の通貨供給量

(単位：(新)10億ルピア)

各年12月末	消費者物価指数 (1954=100)	通貨総供給量	
		市場価格 表	1954年価格 表
1947		2.50	
1948	44	3.01	
1949	42	3.31	7.9
1950	51	4.31	8.5
1951	84	5.04	6.0
1952	89	6.60	7.4
1953	94	7.48	8.0
1954	100	11.1	11.1
1955	135	12.1	9.0
1956	133	13.4	10.1
1957	206	18.9	9.2
1958	243	29.4	12.1
1959	275	34.9	12.7
1960	330	47.9	14.5
1961	644	67.6	10.5
1962	1,648	135.9	8.2
1963	3,770	263.4	7.0
1964	8,870	703.1	7.9
1965	61,400	2,775.4	4.5
1966年3月	152,200	5,226.3	3.4

(出所) H. W. Arndt, "Banking in Hyperinflation," *Bulletin of Indonesian Economic Studies* (Oct. 1966), p. 59.

生計費指数の各上昇率および1960年を100とした2種類の実質通貨供給量指数を第12表に掲げた。GNPデフレーターで割引いた実質通貨供給量は1967年に1960年水準の57.0%にまで低下し、生計費指数で割引いた実質通貨供給量は1965年に53.3%にまで低下し、それ以降は1960年の水準に向かっての回復傾向をみせている。とくに後者の実質通貨供給量は1968年には1960年水準の95.5%にま

第12表 実質通貨供給量指数の変動

	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969
通貨供給量変動率(%)		41.4	100.9	93.8	160.8	254.8	763.5	131.8	121.3	58.0
GNPデフレーター変動率(%)		13.9	178.9	145.8	114.7	228.8	1,196.2	164.7	120.1	35.4
実質通貨供給量指数 ⁽¹⁾	100	124.0	89.3	70.8	91.1	97.4	65.4	57.0	57.5	67.0
生計費指数変動率(%)		(26.9) ⁽³⁾	(174.0) ⁽³⁾	(118.7) ⁽³⁾	(104.7) ⁽³⁾	(305.5) ⁽³⁾	635.4	112.2	85.1	9.9
実質通貨供給量指数 ⁽²⁾	100	(111.4)	(81.7)	(72.4)	(97.4)	84.8	43.3	50.8	55.5	66.4

(注) (1) GNPデフレーターで割引いた実質通貨供給量指数。

(2) 生計費指数で割引いた実質通貨供給量指数。

(3) 年間各月指数平均値の増加率。

で回復した。

このように1960年代前半には物価の上昇が通貨の供給増を上回り、通貨の実質供給量は大幅に減少して「通貨不足」(GLIS)の状態を現出することになった。これに対応して、通貨の流通速度の指標となる名目通貨供給量/国内総生産(以後 M_1/GDP と記す)比率は1963年~1968年の間第13表のように推移した。1963年から1965年にかけて流通速度は鈍化した。1966年からは再びその速度を増した。ただし、1968年に流通速度が前年に比して高まっているのは実質国民総生産の増加が一因をなしている。

また、インドネシアの M_1/GDP 比率は他国に比して際立って小さい。これは通貨の流通速度の遅速

第13表 各国の国内総生産に対する通貨供給量の比率

	1963	1964	1965	1966	1967	1968
インドネシア	0.082	0.102	0.108	0.070	0.061	0.057
アメリカ	0.269	0.262	0.254	0.240	0.243	0.237
日本	0.314	0.301	0.323	0.320	0.310	0.296
西独	0.165	0.163	0.160	0.154	0.168	0.167
イギリス	0.370	0.358	0.359	0.350	0.371	0.370
フランス	0.364	0.355	0.362	0.359	0.350	0.346
イタリア	0.381	0.375	0.410	0.411	0.434	0.452
タイ	0.166	0.167	0.176	0.168	0.166	
インド	0.195	0.184	0.197	0.187	0.140	

(出所) IMF, *International Financial Statistics*, (March 1970); Tata Economic Consultancy Services, *Statistical Outline of India* より作成した。

また、インドのGDPは4月~3月の会計年度中の実績を用いた。

だけでは説明がつかない。インフレ経済のゆえインドネシアでは国民総生産に対する資産貨幣の割合が小さいということも M/GDP を小さくするであろう。しかし最も大きな原因は、インドネシアではまだ貨幣化されていない地域が残っていることおよび貨幣化されていても自家消費の割合が大きかったり、物々交換も併用されたりすることであろう。すなわち、外延的、内包的に貨幣化の程度が低く、推計された GDP のうち通貨によって交換される財貨・サービスの割合が他国に比して低いので M/GDP 比率が低く算出されるものと考えられる。同様のことを第13表中のタイ、インドについてもいうことができよう。

(注1) なお、通貨改革に先立って同年4月4日に通貨委員会布告により、国営、地場民間、外国の外為銀行および一定規模を上回る非外為地場民間銀行に対して金融引締め措置がとられ、さらに8月14日に前措置に対する調整策が行なわれた。

(注2) 下記三つの法令は Bank Indonesia, *Report, 1959-1960* 付録所載。

(注3) *Ibid.*, p. 49.

(注4) *Ibid.*, p. 49.

(注5) Bank Indonesia, *Report, 1960-1965*, p. 7.

(注6) 第7表を参照せよ。

(注7) 消費者物価上昇率は H. W. Arndt, "Banking in Hyperinflation," *Bulletine of Indonesian Economic Studies* (Oct. 1966).

(注8) Bank Indonesia, *Report, 1959-1960*, p. 50.

(注9) Arndt, *op. cit.*, p. 54 の指摘による。

(注10) 要求払い債務に対する流動資産の割合。

(注11) Higgins & Hollinger, *op. cit.*, p. 73.

(注12) Bank Indonesia, *Report, 1959-1960*, p. 127.

(注13) Bank Indonesia, *Report, 1960-1965*, p. 64.

(注14) *Ibid.*, p. 65.

(注15) Bank Negara Indonesia Unit I, *Report, 1968*, p. 73.

(注16) インドネシアの会計年度は、1953年に法律第11号で4月/3月と定められていたが、1965年8月19日に暦年に改められた。さらに、1969年からは再び4月/3月に復したが、それに伴って1969年1月~3月に経過的な会計期間が設けられ、1969年4月1日から4月/3月制の新会計年度が開始された。

(注17) Arndt, *op. cit.*, p. 58.

(注18) *Ibid.*, pp 58~62.

(調査研究部)

アジア経済研究所刊行

アジア経済の旅

矢野 誠也著

植民地支配を脱して20余年、何故、東南アジア諸国は19世紀の状態からぬげられないのか。これら発展途上諸国に経済発展の可能性があるのであるか 169頁/¥ 280

中国の人口増加と経済発展

南亮三郎編

中国人口の推移・構造・動態分析と、中共政権下の経済計画・資本蓄積・労働需給・人口政策・経済発展などの説明を統計的データと世界諸学者の文献に依拠しつつ志した先駆的労作 320頁/¥ 950

香港の工業化

小林 進編

香港を熟知する陣容と豊富な未公開の資料を駆使し、現在までの香港経済研究の欠点を補って余りある内容。主要工業の現状、工業立地の諸条件、貿易構造、その他、表105、図表4を含む 264頁/¥ 1000

中国文化大革命とベトナム戦争

— 両者の関連をめぐる一つの推論

今川英一・浜勝彦共著

文化大革命は何故起ったか。米中戦争の危機は実在したか。豊富な資料と正確な動向分析に基づいて文革の本質をズバリ解明。各国から注文を受けた話題の書

170頁/¥ 280

近代中国農民革命の源流

— 海豊における豊民運動 彭 湃著山本秀夫訳

初期中国革命の激流の中で、革命的情熱と固い意志とによって海豊で初めて農民革命を成功させ、「彼ほどに優れた革命家は毛沢東以外にない」といわしめた彭湃の闘いの記録 174頁/¥ 280

アジア経済出版会発売